住宅のリフォームに利用可能な公的制度一覧

（平成２８年６月現在）

1. 耐震･防災に関する補助制度(平成28年6月現在)

			制度名称	対象住宅・対象者等の要件	対象工事	申請時期	申請できる人	補助等内容	適用期限	同内容工事で併用できる制度	問合せ先	所管課等
木造住宅	診断	1	木造住宅耐震診断士派遣事業	①～③すべてにあてはまる住宅 ①昭和56年5月31日以前に着工された地上3階以下の一戸建ての住宅又は長屋 ②延べ面積が200㎡以下のもの ③居住部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のもの	（※）耐震診断士の派遣	―	所有者	○京都市から耐震診断の専門家を派遣 （H28年度は費用無料）	平成29年1月31日まで	「木造住宅耐震改修計画作成助成事業」，「木造住宅耐震改修助成事業」，「まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業」	京安心すまいセンター　耐震・エコ助成ホットライン（℡075-744-1631） http://www.kyoto-jkosha.or.jp/sumai/taishin/index.html	都市計画局建築指導部建築安全推進課
木造住宅	診断	2	京町家耐震診断士派遣事業	①～③すべてにあてはまる住宅 ①昭和25年11月22日以前に着工された地上2階以下の一戸建ての住宅又は長屋 ②延べ面積が500㎡以下のもの ③居住部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のもの	（※）耐震診断士の派遣	―	所有者	○京都市から耐震診断の専門家を派遣 （H28年度は費用無料）	平成29年1月31日まで	「木造住宅耐震改修計画作成助成事業」，「京町家等耐震改修助成事業」，「まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業」	京安心すまいセンター　耐震・エコ助成ホットライン（℡075-744-1631） http://www.kyoto-jkosha.or.jp/sumai/taishin/index.html	都市計画局建築指導部建築安全推進課
木造住宅	計画作成	3	木造住宅耐震改修計画作成助成事業	①～⑦のすべてを満たす住宅 ①主要構造部が木造であること ②一戸建ての住宅，長屋又は共同住宅 ③昭和56年5月31日以前に着工されたものであること ④現状の耐震診断の結果，構造評点が1.0相当未満であること ⑤地階を除く階数が，3以下であること ⑥居住部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のもの	（※）耐震改修計画： ・耐震改修の設計図書の作成 ・耐震改修の工事費用の見積り ・耐震改修後の計画に対する耐震診断 ・耐震改修の事業計画書の作成 ・構造評点1.0以上となる計画であること。（現状の耐震診断が0.7相当未満である場合は，0.7相当以上1.0相当未満の計画でも可。その場合は1.0相当以上の計画も併せて提案すること）	事業の着手前	居住者（予定を含む）又は所有者（予定を含む） ※法人も可	耐震改修の計画，設計及び工事費見積り等に要する費用の90% （上限15万円）	平成29年1月31日まで	「木造住宅耐震診断士派遣事業」，「京町家耐震診断士派遣事業」，「木造住宅耐震改修助成事業」，「京町家等耐震改修助成事業」，「まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業」	京安心すまいセンター　耐震・エコ助成ホットライン（℡075-744-1631） http://www.kyoto-jkosha.or.jp/sumai/taishin/index.html	都市計画局建築指導部建築安全推進課
木造住宅	改修	4	木造住宅耐震改修助成事業	①～⑤すべてにあてはまる住宅 ①主要構造部が木造であるもの ②昭和56年5月31日以前に着工された地上3階以下の一戸建ての住宅，長屋又は共同住宅 ③耐震診断の結果，構造評点1．0相当未満と診断されたもの ④居住部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のもの ⑤建築基準法の違反がないもの	地震に対して安全な構造（構造評点が1.0以上）となる工事 ※現状の構造評点が0.7未満の場合，構造評点0.7以上でも可。 ※1階のみの改修でも可。	事業の着手前	居住者（予定を含む）又は所有者（予定を含む） ※法人も可	①～③のいずれか少ない額 ①耐震改修工事に要する費用の2分の1 ②1戸当たり60万円（構造評点0.7以上1.0未満及び1階のみの改修の場合は1戸当たり30万円） ③長屋及び共同住宅の場合，1棟当たり300万円（構造評点0.7以上1.0未満及び1階のみの改修の場合は1棟当たり150万円） ※密集市街地等において，合わせて一定の防火対策を行う場合，補助額最大60万円を上乗せ	平成29年3月16日まで	「木造住宅耐震診断士派遣事業」，「木造住宅耐震改修計画作成助成事業」，「まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業」	京安心すまいセンター　耐震・エコ助成ホットライン（℡075-744-1631） http://www.kyoto-jkosha.or.jp/sumai/taishin/index.html	都市計画局建築指導部建築安全推進課
木造住宅	改修	5	京町家等耐震改修助成事業	１）昭和25年11月22日以前に着工された伝統構法の木造住宅 ２）景観重要建造物又は歴史的風致形成建造物の指定を受けたもの 上記の１）又は２）の京町家等で，以下の①～④すべてにあてはまる住宅 ①一戸建ての住宅，長屋又は共同住宅 ②耐震診断の結果，構造評点1．0未満と診断されたもの ③居住部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のもの ④建築基準法の違反がないもの	地震に対して安全な構造（構造評点が1.0以上）となる工事 ※現状の構造評点が0.7未満の場合，構造評点0.7以上でも可。 1階のみの改修でも可。	事業の着手前	居住者（予定を含む）又は所有者（予定を含む） ※法人も可	１）昭和25年11月22日以前に着工された伝統的軸組構法の木造住宅 ①～③のいずれか少ない額 ①耐震改修工事に要する費用の2分の1 ②1戸当たり90万円（構造評点0.7相当以上1.0相当未満の場合は1戸当たり45万円） ③長屋及び共同住宅の場合，1棟当たり450万円（構造評点0.7相当以上1.0相当未満の場合は1戸当たり225万円） ２）景観重要建造物又は歴史的風致形成建造物の指定を受けたもの ①～③のいずれか少ない額 ①耐震改修工事に要する費用の2分の1 ②1戸当たり130万円（構造評点0.7相当以上1.0相当未満の場合は1戸当たり65万円） ③長屋及び共同住宅の場合，1棟当たり450万円（構造評点0.7相当以上1.0相当未満の場合は1戸当たり225万円） ※密集市街地等において，合わせて一定の防火対策を行う場合，補助額最大60万円を上乗せ	平成29年3月16日まで	「京町家耐震診断士派遣事業」，「木造住宅耐震改修計画作成助成事業」，「まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業」	京安心すまいセンター　耐震・エコ助成ホットライン（℡075-744-1631） http://www.kyoto-jkosha.or.jp/sumai/taishin/index.html	都市計画局建築指導部建築安全推進課
木造住宅	改修	6	まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業	①②にあてはまるもの ①昭和56年5月31日以前に着工の一戸建ての住宅，長屋又は共同住宅 ②居住部分の床面積が延べ面積の2分の1以上であること ②施工業者が京都市内に本店又は主たる事務所を置く事業者であること	建物の健全化，屋根の軽量化など特定の耐震改修工事メニュー	事業の着手前	居住者（予定を含む）又は所有者（予定を含む） ※法人も可	○　耐震性が確実に向上する改修工事をメニュー化し，費用負担減や申請手続きを簡素化 メニューごとに工事費用の90% メニューごとに上限額あり 複数メニューの組合せ可 合計限度額60万円 ※密集市街地等において，合わせて一定の防火対策を行う場合，補助額最大15万円を上乗せ	平成29年3月16日まで	「木造住宅耐震診断士派遣事業」，「京町家耐震診断士派遣事業」，「木造住宅耐震改修計画作成助成事業」，「木造住宅耐震改修助成事業」，「京町家等耐震改修助成事業」	京安心すまいセンター　耐震・エコ助成ホットライン（℡075-744-1631） http://www.kyoto-jkosha.or.jp/sumai/taishin/index.html	都市計画局建築指導部建築安全推進課

			制度名称	対象住宅・対象者等の要件	対象工事	申請時期	申請できる人	補助等内容	適用期限	同内容工事で併用できる制度	問合せ先	所管課等
分譲マンション	診断	7	分譲マンション耐震診断助成事業	①～④を満たす住宅 ①昭和56年5月31日以前に着工されたもの ②建築基準法の確認済証及び検査済証の交付を受けた建築物であること ③住宅の用に供する専用部分の床面積の合計が，専有部分全体の床面積の合計の3分の2を超えるもの ④耐震診断の実施について，管理組合の集会の決議があること ※耐震診断者は，所定の講習を修了し，建築士法に基づく登録を受けた建築士事務所に属する建築士であること。	耐震診断： ・現状の耐震診断 ・耐震診断の評価の取得	事業の着手前	マンション管理組合	耐震診断等に要する費用の3分の2 限度額： 1棟当たり200万円	平成28年12月28日まで	「分譲マンション耐震改修計画作成助成事業」，「分譲マンション耐震改修助成事業」	京都市都市計画局建築安全推進課（TEL075-222-3613） http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000196553.html	**都市計画局建築指導部建築安全推進課**
分譲マンション	計画作成	8	分譲マンション耐震改修計画作成助成事業	①～⑤を満たす住宅 ①昭和56年5月31日以前に着工されたもの ②建築基準法の確認済証及び検査済証の交付を受けた建築物であること ③住宅の用に供する専用部分の床面積の合計が，専有部分全体の床面積の合計の3分の2を超えるもの ④現状の耐震診断の結果，地震による倒壊の危険性があると判定されたもの ⑤耐震改修計画作成の実施について，管理組合の集会の決議があること ※耐震改修計画作成者は，所定の講習を修了し，建築士法に基づく登録を受けた建築士事務所に属する建築士であること。	地震に対して安全な構造（構造耐震指標Is値が0.6以上）となる耐震改修計画： ・耐震改修の設計図書の作成 ・耐震改修の工事費用の見積り ・耐震改修後の計画に対する耐震診断 ・耐震改修の事業計画書の作成 ・耐震改修計画の評価の取得	事業の着手前	マンション管理組合	耐震改修の計画，設計及び工事費見積り等に要する費用の3分の2 限度額： 1棟当たり200万円	平成28年12月28日まで	「分譲マンション耐震診断助成事業」，「分譲マンション耐震改修助成事業」	京都市都市計画局建築安全推進課（TEL075-222-3613） http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000196559.html	**都市計画局建築指導部建築安全推進課**
分譲マンション	改修	9	分譲マンション耐震改修助成事業	①～⑤のすべてを満たすもの ①昭和56年5月31日以前に着工されたもの ②建築基準法の確認済証及び検査済証の交付を受けた建築物であること ③住宅の用に供する専用部分の床面積の合計が，専有部分全体の床面積の合計の3分の2を超えるもの ④現状の耐震診断の結果，地震による倒壊の危険性があると判定されたもの ⑤耐震改修の実施について，管理組合の集会の決議があること ※耐震改修計画の評価を取得したものであること	地震に対して安全な構造（構造耐震指標Is値が0.6以上）となる工事	事業の着手前	マンション管理組合	耐震改修工事に要する費用の2分の1（上限1戸当たり60万円，1棟当たり4,800万円）を補助する。 ※2段階の工事に分けて行う耐震改修工事で，第1回目の工事として，ピロティ階の耐震改修工事を行う場合の上限は，1戸当たり20万円，1棟当たり1,600万円	平成28年12月28日まで	「分譲マンション耐震診断助成事業」，「分譲マンション耐震改修計画作成助成事業」	京都市都市計画局建築安全推進課（TEL075-222-3613） http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000196566.html	**都市計画局建築指導部建築安全推進課**
細街路対策		10	袋路等始端部（行き止まり通路等の入口部）整備事業	建物が複数立ち並んでいる行き止まりの道などの入口に建っている昭和56年5月31日以前に着工された木造建築物	耐震改修と防火改修を併せて行うもの	事業の着手前	建築物の所有者又は建築物の所有者から道理を得た者	耐震改修工事と防火改修工事に係る費用の１００％（上限２５０万円，トンネル路地部分のみの場合上限１５０万円）	随時事前協議受付		京都市都市計画局まち再生・創造推進室（TEL222－3503） http://www.city.kyoto.lg.jp/menu4/category/54-11-0-0-0-0-0-0-0-0.html	**都市計画局まち再生･創造推進室**
細街路対策		11	狭あい道路等整備事業	後退用地の舗装，樹木又は生垣の撤去・移設，擁壁の撤去・新設，塀の撤去・新設，側溝等の排水施設の撤去・新設，見切りブロックの新設		事業の着手前	建築主，工作物の築造主又は土地の所有者	助成金額：舗装整備費　6,900円/㎡，見切りブロックの新設　2,700円/m，後退用地内に存する擁壁の撤去　6,200円/㎡他（一つの敷地又は一連の敷地あたりの上限あり）	平成28年4月1日から平成29年2月末日（工事完了）まで		京都市都市計画局建築指導課（TEL222－3620） http://www.city.kyoto.lg.jp/menu4/category/54-11-0-0-0-0-0-0-0-0.html	**都市計画局建築指導部建築指導課**

2. バリアフリーに関する補助制度（平成28年6月現在）

	制度名称	対象住宅・対象者等の要件	対象工事	申請時期	申請できる人	補助等内容	適用期限	同内容工事で併用できる制度	問合せ先	所管課等
12	【募集期間終了】 分譲マンションバリアフリー改修助成事業	①②のすべてを満たすもの ①分譲マンション ②住宅の用に供する部分の延床面積がマンション全体の延床面積の1／2以上のもの ※過去に補助金の交付を受けている場合は，助成の対象となりません。	分譲マンション共用部分の廊下や入口等のバリアフリー化改修工事 年間8件（27年度）	工事着工前	マンション管理組合	バリアフリー改修工事費（消費税及び地方消費税を除く）の1／2 （1管理組合当たりの上限：100万円）	募集期間： 平成27年4月1日から5月29日まで 多数抽選	他のバリアフリー工事助成制度との併用×	京都市都市計画局住宅政策課 （TEL075-222-3666）	**都市計画局住宅室住宅政策課**
13	介護保険 住宅改修費の支給	要支援１，２又は要介護１～５の認定を受けた方が居住する住宅（ただし，住民票の住所地のみ）	対象者が居住する住宅における以下の住宅改修工事 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器等への便器の取替え ・その他付上記の工事に伴って必要な工事	工事着工前	本人	費用の9割又は8割 （1住居1人の認定者当たりの改修費限度額：20万円（支給上限額：18万円又は16万円）			市内区役所・支所福祉介護課	**保健福祉局長寿福祉部介護保険課**
14	京都市介護予防 安心住まい推進事業	以下の①～④をすべて満たす者 ① 京都市内に住所を有し，かつ住民登録が京都市内にある者 ②地域包括支援センターが選定した二次予防事業対象者 ③申請時において介護保険法第19条の認定を受けておらず，かつ認定を受けるための申請を行っていない ④ 市民税非課税世帯	対象者が居住する住宅における以下の住宅改修工事 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器等への便器の取替え ・その他付帯する工事	工事着工前	本人	住宅改修にかかる費用に3分の2を乗じた額（上限16万円。1,000円未満は切り捨て）			京都市保健福祉局長寿福祉課 （TEL：075-251-1106） 申込先： 市内の各地域包括支援センター（高齢サポート）	**保健福祉局長寿福祉部長寿福祉課**

３．エコ･省エネに関する補助制度（平成28年6月現在）

	制度名称	対象住宅・対象者等の要件	対象工事	申請時期	申請できる人	補助等内容	適用期限	同内容工事で併用できる制度	問合せ先	所管課等
15	既存住宅省エネリフォーム支援事業	①～④の要件全てにあてはまるもの ①京都市内の一戸建て，長屋，共同住宅の住戸部分（併用住宅の場合は，住宅部分の面積が延べ面積の2分の1以上であること） ②施工業者が市内に本店を置く事業者であること ③過去に同種類似の補助金を国等から受けていないこと。 ④過去にこの補助事業による補助金を受けていないこと。	窓の断熱改修（内窓設置，外窓交換),外壁や屋根等への断熱材の設置，高断熱浴槽の設置など，京都市が指定する省エネ改修工事メニュー	事業の着手前	居住者（予定を含む）又は所有者（予定を含む） ※法人も可	○　省エネ性が確実に向上する改修工事をメニュー化し，申請手続きを簡素化 【補助額】 ・メニューごとに定める補助金の額。 ・複数メニューを組み合わせることも可能。 ・１戸当たりの補助金上限額は５０万円。 詳細は以下のHPを参照してください。 http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000197117.html	平成28年4月11日から平成29年3月28日まで ※予算の範囲を超える日を持って受付を終了。	・「まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業」などの木造住宅の耐震改修助成制度 ・自立分散型エネルギー利用設備設置補助金	京安心すまいセンター　耐震・エコ助成ホットライン（Tel:075-744-1631） http://www.kyoto-jkosha.or.jp/sumai/taishin/index.html	**都市計画局住宅室住宅政策課**
16	すまいの創エネ・省エネ応援事業	京都市内の戸建住宅，マンション，集会所等に設備を設置する個人，管理組合，自治会等（賃貸マンションの個人所有者も対象）	【対象設備】 ①太陽光発電システム ②蓄電システム ③太陽熱利用システム 　強制循環型 　自然循環型 ④家庭用燃料電池システム ⑤HEMS	対象設備の設置完了日（太陽光発電システムの場合は電力受給開始日）の翌日から60日以内又は平成29年3月31日（金）のいずれか早い日まで	個人，管理組合，自治会等	①太陽光発電システム:1kW当たり2万円（上限:4kW）（助成対象の太陽熱利用システム又は蓄電システムと同時に設置する場合や省エネ改修又は耐震改修（補助対象工事費用25万円以上）と同時に行う場合は，最大出力1kW当たり4 万円（上限4kW））（分譲マンションや集会所へ設置する場合，最大出力1kW当たり4万円（上限なし）） ②蓄電システム:蓄電容量1kWh当たり5万円（上限6kWh）（蓄電容量1kWh以上，太陽光発電と常時接続）（分譲マンションや集会所へ設置する場合，蓄電容量1kWh当たり7.5万円（上限なし）） ③太陽熱利用システム:強制循環型の場合10万円/件，自然循環型の場合5万円/件（強制循環型，自然循環型いずれの場合も省エネ改修又は耐震改修（補助対象工事費用25万円以上）と同時に行う場合は助成金額が2倍に増額，助成対象の太陽光発電システムを同時に設置する場合は助成金額が3倍に増額） ④家庭用燃料電池システム:8万円/件 ⑤HEMS:2万円/件	【設備設置対象期間】 平成28年3月1日 ～ 平成29年3月31日	国や府の制度と併用可	京（みやこ）安心すまいセンター　耐震・エコ助成ホットライン（Tel075-744-1631） http://www.kyoto-jkosha.or.jp/sumai/taishin/index.html	**環境政策局地球温暖化対策室**

4. 景観に関する補助制度（平成28年6月現在）

	制度名称	対象住宅・対象者等の要件	対象工事	申請時期	申請できる人	補助等内容	適用期限	同内容工事で併用できる制度	問合せ先	所管課等
17	景観重要建造物	景観重要建造物（地域の自然，歴史等からみて，建物の外観が景観上の特徴を有する建物）	外観の修理・修景及び外観維持のために必要な構造補強等	工事着工前 ※原則として前年度に工事希望の意向を申請されたもの。	所有者，工事の施主	補助率3分の2 （上限1,000万円）		「耐震改修計画作成助成事業」，「京町家等・木造住宅耐震改修助成事業」「まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業」,エコポイント（耐震改修）との併用は可（助成金額分控除）	京都市都市計画局景観政策課（℡ 075-222-3397 ）http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000096839.html	**都市計画局都市景観部景観政策課**
18	歴史的風致形成建造物	歴史的風致形成建造物（重点区域内で町並みや環境の維持及び向上を図るうえで重要な建物）	外観の修理・修景及び外観維持のために必要な構造補強	工事着工前 ※原則として前年度に工事希望の意向を申請されたもの。	所有者，工事の施主	補助率2分の1 （上限300万円）		「耐震改修計画作成助成事業」，「京町家等・木造住宅耐震改修助成事業」「まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業」,エコポイント（耐震改修）との併用は可（助成金額分控除）	京都市都市計画局景観政策課（℡ 075-222-3397 ）http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000096839.html	**都市計画局都市景観部景観政策課**
19	歴史的意匠建造物	歴史的意匠建造物（歴史的な意匠を有し，地域の景観のシンボル的な役割を果たす建物）	外観のうち，道路その他公共の場所から見える部分の修理・修景	工事着工前 ※原則として前年度に工事希望の意向を申請されたもの。	所有者，工事の施主	補助率2分の1 （上限400万円）		「耐震改修計画作成助成事業」，「京町家等・木造住宅耐震改修助成事業」「まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業」,エコポイント（耐震改修）との併用は可（助成金額分控除）	京都市都市計画局景観政策課（℡ 075-222-3397 ）http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000096839.html	**都市計画局都市景観部景観政策課**
20	伝統的建造物群保存地区	伝統的建造物群保存地区（周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的建造物群）内の建物	伝統的建造物： 外観の修理・修景及び外観維持のために必要な構造補強 その他の建造物： 外観のうち，道路その他公共の場所から見える部分の修理・修景	工事着工前 ※原則として前年度に工事希望の意向を申請されたもの。	所有者，工事の施主	伝統的建造物群保存地区内の 伝統的建造物 →　補助率5分の4 その他の建物 →　補助率3分の2 （いずれも上限600万円）		「耐震改修計画作成助成事業」，「京町家等・木造住宅耐震改修助成事業」「まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業」,エコポイント（耐震改修）との併用は可（助成金額分控除）	京都市都市計画局景観政策課（℡ 075-222-3397 ）http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000096839.html	**都市計画局都市景観部景観政策課**
21	歴史的景観保全修景地区	歴史的景観保全修景地区（歴史的景観を形成している建造物が存する地域）内の建物	外観のうち，道路その他公共の場所から見える部分の修理・修景	工事着工前 ※原則として前年度に工事希望の意向を申請されたもの。	所有者，工事の施主	地区内の 地区様式※1：補助率3分の2（上限600万円） 準様式※2：補助率2分の1（補助率300万円） ※1：各地区で定める歴史的景観保全修景計画の歴史的様式 ※2：築地区様式に準じる様式		「耐震改修計画作成助成事業」，「京町家等・木造住宅耐震改修助成事業」「まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業」,エコポイント（耐震改修）との併用は可（助成金額分控除）	京都市都市計画局景観政策課（℡ 075-222-3397 ）http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000096839.html	**都市計画局都市景観部景観政策課**
22	界わい景観整備地区	界わい景観整備地区内の界わい景観建造物に指定したもの又は重要界わい景観整備地域内の建造物	外観のうち，道路その他公共の場所から見える部分の修理・修景	工事着工前 ※原則として前年度に工事希望の意向を申請されたもの。	所有者，工事の施主	＜重要界わい景観整備地域内＞ 地区様式※1：補助率3分の2（上限600万円） 準様式※2：補助率3分の2（補助率300万） ＜界わい景観建造物＞ 補助率3分の2（上限600万円） ※1：各地区で定める界わい景観整備計画の景観の特性を表す地区固有の意匠・形態 ※2：築地区様式に準じる様式		「耐震改修計画作成助成事業」，「京町家等・木造住宅耐震改修助成事業」「まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業」,エコポイント（耐震改修）との併用は可（助成金額分控除）	京都市都市計画局景観政策課（℡ 075-222-3397 ）http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000096839.html	**都市計画局都市景観部景観政策課**

5. その他補助制度（平成28年6月現在）

	制度名称		対象住宅・対象者等の要件	対象工事	申請時期	申請できる人	補助等内容	適用期限	同内容工事で併用できる制度	問合せ先	所管課等
23	京都市空き家活用・流通支援等補助金	活用・流通促進タイプ	・１年以上居住者又は利用者がいない空き家で，かつ賃貸用又は売却用として流通していないこと ・一戸建て・長屋建て住宅であること など	⑴台所，浴室，洗面所又は便所の改修 ⑵給排水，電気又はガス設備の改修 ⑶壁紙又は床の仕上げ等の内装の改修 ⑷屋根又は外壁等の外装の改修 ⑸耐震性が向上する工事（土台又は柱等の修繕など） ⑹家財の撤去 など	工事着工前 かつ 賃貸借契約又は売買契約等締結前	・空き家の所有者 又は ・空き家を賃借又は購入し，居住又は利用する者 ・補助対象建築物を所有者から借り受け，第三者等に賃貸しようとする者（サブリースを行う者）	・補助対象となる改修工事にかかる費用の２分の１ ・上限額３０万円（京町家等＊の場合は，上限６０万円） ・家財の撤去費 上限５万円	平成28年4月6日 ～ ※予算の範囲を超える日を持って受付を終了。		京都市都市計画局まち再生・創造推進室 （空き家対策担当） （℡075-222-3503） http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000167423.html	**都市計画局まち再生・創造推進室**
		特定目的活用支援タイプ	・現に居住者又は利用者がいない空き家であること ・一戸建て・長屋建て住宅であること など	⑴台所，浴室，洗面所又は便所の改修 ⑵給排水，電気又はガス設備の改修 ⑶壁紙又は床の仕上げ等の内装の改修 ⑷屋根又は外壁等の外装の改修 ⑸耐震性が向上する工事（土台又は柱等 の修繕など） ⑹家財の撤去 ⑺まちづくり活動拠点等として活用するために必要となる造作工事 など	工事着工前 かつ 賃貸借契約又は売買契約等締結前	・空き家の所有者 又は ・空き家を賃借又は購入し，利用する者 ・補助対象建築物を所有者から借り受け，第三者等に賃貸しようとする者（サブリースを行う者）	・補助対象となる改修工事にかかる費用の３分の２ ・上限額６０万円（京町家等＊の場合は，上限９０万円） ・家財の撤去費 上限５万円	平成28年4月6日 ～ ※予算の範囲を超える日を持って受付を終了。			
24	雨水貯留施設設置助成金制度		京都市公共下水道事業認可区域内の住宅，事業所等（展示，販売目的のものを除く。）に，80リットル以上の雨水貯留施設※を設置される方 ※雨水貯留施設：雨水をタンクに流入させ貯めるもの		施設購入前		雨水貯留施設の購入費用の4分の3 （設置工事費，送料，その他手数料等は含まない。） ※　限度額　37,500円 （消費税及び地方消費税相当額を含む。百円未満切捨て） ※　1つの建築物につき4基まで	申請受付期間 平成28年4月1日～平成29年3月31日 （助成金額が450万に到達次第終了）		京都市上下水道局下水道部管理課 （℡672-7822） http://www.city.kyoto.lg.jp/suido/page/0000195308.html	**上下水道局下水道部管理課**
25	雨水浸透ます設置助成金制度		京都市公共下水道事業認可区域内の建築物に，本市が定めた「雨水浸透ます※設置基準」を満たし，京都市指定下水道工事業者又は開発行為によって雨水浸透ますを設置される方 ※雨水浸透ます：雨水を穴の開いたますから地中に浸透させるもの		工事着工前		新たに設置する場合 25,000円 既存の雨水ますを雨水浸透ますに取り替える場合 上限100,000円 （消費税及び地方消費税相当額を含む。百円未満切捨て） ※　1つの建築物につき4基まで	申請受付期間 平成28年4月1日～平成29年3月31日 （助成金額が900万に到達次第終了）		京都市上下水道局下水道部管理課 （℡672-7822） http://www.city.kyoto.lg.jp/suido/page/0000195308.html	**上下水道局下水道部管理課**
26	水洗便所築造工事資金貸付制度		市内在住で水洗化工事等（水洗便所築造工事又はし尿浄化槽を廃止し，下水道へと接続する工事）を行う方 ※国，地方公共団体，法人の場合は対象となりません。 ※市内に住所を有する連帯保証人が1人必要となります。	水洗便所築造工事又はし尿浄化槽を廃止し，下水道へと接続する工事	工事着工前		無利息で資金を貸付け 水洗便所築造工事 400,000円以内（償還期限40箇月以内） ※　排水管の延長に応じて600,000円以内） し尿浄化槽を廃止し，下水道へと接続する工事 200,000円以内（償還期限20箇月以内） ※　排水管の延長に応じて400,000円以内（北部地域特定環境保全公共下水道の区域に限る。）		水洗便所設置費特別助成制度	上下水道局下水道部管理課	上下水道局下水道部管理課
27	水洗便所設置費特別助成制度		市内在住で水洗化工事等（水洗便所築造工事又はし尿浄化槽を廃止し，下水道へと接続する工事）を行い，下記要件を満たす方 ・満65歳以上であること。 ※同居者がある場合，当該同居者が65歳以上（配偶者については58歳以上）又は満18歳未満であることが必要 ・前年の合計所得金額が145万円以下であること。	水洗便所築造工事又はし尿浄化槽を廃止し，下水道へと接続する工事	工事着工前		水洗便所築造工事 上限　384,000円 し尿浄化槽を廃止し，下水道へと接続する工事 上限　220,500円		水洗便所築造工事資金貸付制度	上下水道局下水道部管理課	上下水道局下水道部管理課

6. 融資制度･税制･瑕疵保険（平成28年6月現在）

	制度名称	対象住宅・対象者等の要件	対象工事	申請時期	申請できる人	補助等内容	適用期限	同内容工事で併用できる制度	問合せ先	所管課等
28	京都市あんぜん住宅改善資金融資制度	・　工事を行う市内住宅に居住する方で，最終返済年の年齢が75歳未満（返済期間は，抵当権設定の場合が20年以内，設定なしの場合は10年以内） ・　給与収入のみの場合は前年収入金額が1443万円以下，その他の場合は1200万円以下（世帯収入が年金のみの場合は原則×） ・　取扱金融機関の指定する保証機関の保証を受けることができる	作り付け以外の家具等の設置工事を除いた居住部分の工事 一般リフォーム，バリアフリーリフォーム，エコリフォーム，耐震改修	工事着工前	居住者あるいは府内にすむ居住者の親又は子	○融資利率（28年4月現在） 一般：1.7%，エコ：0.5%，その他：0.2% ○融資上限額： 【一般リフォーム】抵当有：1500万，その他：350万 【バリフリリフォーム】300万 【エコリフォーム】350万 【耐震改修】一般：300万，用地取得型：350万 ※併用の場合の上限額：抵当有は1500万，なしは350万		「京町家等・木造住宅耐震改修助成事業」，「まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業」,バリアフリーに関する助成制度，税制優遇措置などとの併用は可（助成額分は控除）	京都市住宅政策課（TEL075-222-3666） http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000099092.html	**都市計画局住宅室住宅政策課**
29	固定資産税の減額（耐震改修）	昭和57年1月1日以前から所在する住宅 政令で定める一定の耐震改修が行われ，建築基準法に基づく耐震基準に適合することとなった住宅 改修工事費用が50万円以上		工事完了後３ヶ月以内	所有者	当該家屋にかかる固定資産税額の2分の1 を工事完了の翌年度に限り軽減 （家屋面積120㎡相当分まで）	工事の完了期限： 平成30年3月31日	バリアフリー・省エネの減額と同年の併用は不可	京都市資産税課又は市税事務所固定資産税室各担当 http://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000060495.html	**行財政局税務部資産税課**
30	固定資産税の減額（省エネ改修）	平成20年1月1日以前から所在する住宅（賃貸住宅除く） 政令で定める外壁，窓等を通しての熱の損失の防止に資する改修工事（省エネ改修工事）が行われた住宅 改修工事費用の自己負担額が50万円以上	①二重サッシなど窓の改修工事（必須工事） ②アと併せて行う天井，壁又は床等の断熱改修工事	工事完了後３ヶ月以内	所有者	当該家屋にかかる固定資産税額の3分の1 を工事完了の翌年度に限り軽減 （家屋面積120㎡相当分まで）	工事の完了期限： 平成30年3月31日	バリアフリーの減額と併用可	京都市資産税課又は市税事務所固定資産税室各担当 http://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000060495.html	**行財政局税務部資産税課**
31	固定資産税の減額（バリアフリー改修）	新築された日から10年以上を経過した住宅（賃貸住宅除く） 人の居住の用に供する部分の床面積の割合が1/2以上 65歳以上の者，介護保険法に規定する要介護認定又は要支援認定を受けている者，地方税法施行令第7条に該当する者のいずれかの者が居住していること。 改修工事費用の自己負担額が50万円以上	次の①～⑦のいずれかへの改修工事 ①　廊下の拡幅 ②　階段の勾配の緩和 ③　浴室・便所のバリアフリー対応品への改良 ④　手すりの設置 ⑤　室内の段差の解消 ⑥　引き戸への取替え ⑦　床表面の滑り止め化	工事完了後３ヶ月以内	所有者	当該家屋にかかる固定資産税額の3分の1 を工事完了の翌年度に限り軽減 （家屋面積100㎡相当分まで）	工事の完了期限： 平成30年3月31日	省エネの減額と併用可	京都市資産税課又は市税事務所固定資産税室各担当 http://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000060495.html	**行財政局税務部資産税課**